

川崎市立学校施設 包括管理業務 実施方針（案）

令和8年2月

川崎市

目 次

第1章 事業概要	1
1 事業内容に関する事項	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業の目的	1
(3) 業務の内容	1
(4) 市内事業者の受注機会の確保	3
(5) 法令等の遵守	3
2 概算事業費	3
第2章 公募への応募に関する条件等	4
1 応募者の備えるべき参加資格要件	4
(1) 応募者の構成等	4
(2) 応募者の参加資格要件	4
2 応募に関する留意事項	5
(1) 実施要領等の承諾	5
(2) 応募に伴う費用負担	5
(3) 使用言語、単位及び時刻	5
(4) 公正な応募の確保	6
(5) 作業報酬下限額	6
(6) 応募に係る提出書類の取扱い	6
(7) 市の提供する資料の取扱い	6
第3章 公募への応募の手続き等	7
1 選定の手順及び予定スケジュール	7
2 応募手続	7
(1) 実施要領等の公表	7
(2) 実施要領等に関する質問受付・質問回答公表	7
(3) 参加意向申出、資格審査書類の受付、資格審査結果の通知	8
(4) 提案書の受付	8
第4章 優先交渉権者の選定方法等	9
1 選定方法	9
2 選定に関する基本的な考え方	9
3 審査手順に関する事項	9
(1) 資格審査	9
(2) 提案審査	9
(3) 優先交渉権者の選定	9
第5章 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	10
(1) 責任分担の考え方	10
(2) 予想されるリスクと責任分担	10
2 受注事業者の責任の履行に関する事項	10
3 モニタリングの実施	10
(1) モニタリングの方法	10
(2) モニタリングの費用の負担	11
(3) モニタリングの結果等	11
第6章 その他事業の実施に関する事項	11
1 本事業に関する問合せ先	11
添付資料 リスク分担表（案）	12
【資料1】川崎市立学校施設一覧	13

第1章 事業概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

川崎市立学校施設包括管理業務

(2) 事業の目的

本市では、令和6年度から3年間のモデル事業として、麻生区の学校施設において、管理運営の効率化を図ることなどを目的に、施設の維持管理および修繕業務を一括して民間事業者へ委託する「包括管理委託」を導入した。このモデル事業は令和8年度末に終了予定となることから、これまでの事業評価（効果検証）を行い、令和9年度以降の全市展開について検討を行った。その結果、修繕依頼への対応の迅速化や維持管理水準の向上、教職員の負担軽減など、従前からの課題について改善効果が確認できた。このため、令和9年度からは市内全域の市立学校を対象に包括管理委託を導入し、民間のノウハウを活用することにより、学校施設の安全・安心を確保しながら、効果的かつ効率的に施設の維持管理を行うこととする。

(3) 業務の内容

本業務は、以下の事業内容とする。詳細は、実施要領等（公募型プロポーザル実施要領、仕様書、評価項目・審査基準、契約書（案）、その他参考資料等をいう。以下同じ。）の公表時に示す。

ア 事業方式

複数の施設の維持管理を包括的に実施する包括管理委託方式とする。

イ 契約期間

契約締結日（※）～令和14年3月31日

※契約締結日は、後述する事業者提案に基づき優先交渉権者が決定した後の令和8年10月から、下記「ウ 業務範囲」に記載の業務を開始する令和9年4月1日までのうち、いずれかの日とする。

ウ 対象施設及び対象業務

(ア) 対象施設 市立学校施設 計 176 校

内訳：小学校 115 校、中学校 52 校、高等学校 5 校、特別支援学校 4 校

(イ) 対象業務

学校施設及びその付帯設備等に関する以下の業務とする。なお、すべて川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室の所管業務であり、他部署の業務は含まないものとする。

- ① 施設マネジメント業務（巡回点検、軽微な補修、システム導入等を含む。）
- ② 維持管理業務（保守点検、清掃等）※建物総合管理対象業務は除く。
- ③ 修繕工事（400 万円以下／件の設計図書の作成を要しない工事の発注・工事監理・支払業務。なお、発注に際しては、原則として、3 者による見積り合わせにより施工事業者を決定する。）

※ 【資料 1】川崎市立学校施設一覧を参照のこと。

《維持管理業務の種類》（一部、従来業務を集約した業務名としている）

No	業務名	No	業務名
1	公共建築物定期点検業務	11	給食室換気扇設備・窓ガラス清掃業務
2	建築設備定期点検業務	12	窓ガラス清掃業務
3	防火設備点検業務	13	貯水槽清掃保守点検業務
4	遊具点検業務	14	建築物等環境衛生管理業務
5	昇降機保守点検業務	15	空気調和機器点検業務
6	給食調理機器関係保守点検業務	16	樹木剪定・草刈業務
7	消防用設備等点検業務	17	有害鳥類捕獲等業務
8	プール設備清掃保守点検業務	18	漏水調査業務
9	雨水貯留施設清掃点検業務	19	受付・校務業務（はるひ野小中学校のみ）
10	トイレ清掃業務	20	非常用発電機保守点検業務

(ウ) 受託事業者の収入等

上記（イ）に示す各業務を行うことに対して、事業者にはマネジメント経費を加味した委託料を支払う。委託料は、物価変動や金利変動があった場合には、契約に従って改定することがある。また、事業者の契約の履行状況により、市は事業者には支払う委託料を減額又は停止することがある。なお、維持管理業務の一部及び修繕費（実際に修繕を行う事業者には支払う作業費、材料費等の費用に限る。）は、各月ごとの実績払いとすることを想定している。詳細については、実施要領等公表時に示す。

(エ) 契約期間中の業務内容の変更への対応

契約期間中に、大規模改修工事による施設、設備の変更に伴い、業務内容に変更が生じる場合がある。なお、この場合は、変更契約により対応する。

(4) 市内事業者の受注機会の確保

再委託先等の事業者の選定に当たっては、本市に本店を置く事業者を優先するものとする。このことは、事業者公募の際の評価の対象とするとともに、事業開始後については、その対応をモニタリング等で各月及び年度ごと等に確認する。（なお、修繕業務については案件毎に発注前の段階から確認することを予定している。）

(5) 法令等の遵守

受注事業者は、本業務を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

2 概算事業費

約 9.3 億円（5 年間）

＜年額内訳＞

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| ①維持管理業務費 | 約 7 億円／年（上限額） |
| ②修繕業務費 | 約 9 億円／年（上限額） |
| ③マネジメント経費 | 約 2.5 億円／年（上限額）（①と②の合計額の 16% を想定） |

※令和 8 年度予算において債務負担行為を設定予定であり、当該予算については 川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和 8 年 3 月頃）を要する。

なお、概算事業費には、今後見込まれる物価変動の影響額は含まない。契約金額における物価変動の取扱いは、実施要領及び契約書の定めによるものとする。

第2章 公募への応募に関する条件等

1 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

本業務における公募の応募者の構成等については、以下のとおりとする。

- ア 応募者は、包括管理業務を担う能力を有する単独事業者あるいは複数の事業者の共同体（以下「グループ」という。）とする。
- イ グループで応募する場合は、代表事業者を1者選定し、それ以外の事業者は構成事業者とする。
- ウ 参加意向申出時には、応募者の構成事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- エ ウの場合において、参加意向申出後の応募者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りではない。
- オ ーグループの構成事業者は、他の応募者の構成事業者にはなれない。
- カ 応募者は、実施要領等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で当該公募プロポーザルに参加すること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者（応募者がグループの場合には、代表事業者及びすべての構成事業者）は、以下の要件を満たすこと。

ただし、次のキ及びクについては、代表事業者が資格要件を満たすことにより、グループとして資格要件を満たすものとする。

- ア 川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第2条及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日施行）の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。（実施要領公表の日において未登録の場合は、参加申込みの前日までに登録の申請をすること。）
- ウ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていないこと。

キ ファシリティマネジメント又はビルメンテナンス等の業務責任者として自社で通算 5 年以上の実務経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力を備える者及び日本語が堪能で、コミュニケーション能力を有する者を本業務の総括責任者として選任すること。

ク 業務遂行、緊急対応及び連絡・調整・打合せ等に関し、迅速に対応できる体制を構築するため、川崎市内（コールセンターを除く）に拠点を設けること（なお、拠点の一部として利用可能なスペース等を本市が無償で提供する場合がある）。

ケ 次のいずれにも該当しない者であること。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 19 日条例第 5 号）第 7 条に該当する者

（イ）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者

※なお競争入札参加資格申請については、財政局契約課に問い合わせること。

2 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

応募者は、実施要領等に記載された内容を承諾の上、応募に参加すること。

(2) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 公正な応募の確保

応募に当たって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、契約の解除等の措置をとることがある。

(5) 作業報酬下限額

本市との契約では単年度で予定価格 1,000 万円以上の業務委託契約は、川崎市契約条例（昭和 39 年 3 月 30 日川崎市条例第 14 号）の定める作業報酬下限額の対象となる（令和 8 年度作業報酬下限額（1 時間あたり）：1,306 円）。

(6) 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本業務の提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定された事業者の提案書類は、本市が必要と認める時には、提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

応募者からの提出書類は原則として返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 情報公開

提出書類は、川崎市情報公開条例（平成 13 年 3 月 29 日川崎市条例第 1 号）の規定に基づき、公開することがある。

(7) 市の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、本市が提供する資料を本業務の応募の検討以外の目的で使用することはできない。

第3章 公募への応募の手続き等

1 選定の手順及び予定スケジュール

日程	内容
令和8年5月上旬～下旬	実施要領等の公表
	実施要領等に関する質問受付
	施設見学会の実施
	実施要領等に関する質問回答公表
令和8年6月上旬～7月上旬	参加意向申出、資格審査申請の受付
	資格確認結果通知
	提案書受付開始
令和8年7月中旬	提案書の提出期限
令和8年8月下旬	提案に関するヒアリング（選定委員会）
令和8年9月上旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年10月～	打合せ等、契約締結 ・業務開始に向けた準備 ・学校や再委託先事業者を対象とする説明会の実施
令和9年4月1日	業務開始

2 応募手続

(1) 実施要領等の公表

令和8年5月下旬頃までに実施要領等を市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の際は、事業費上限額等のほか、参考資料として、学校ごとの維持管理業務契約実績（直近3か年度）、修繕（軽易工事）実績、現行業務フロー図等の提示を予定している。

(2) 実施要領等に関する質問受付・質問回答公表

実施要領等に関する質問を受け付ける。提出された実施要領等に関する質問への回答は、市ホームページで公表する。具体的な日程は実施要領等に示す。

ただし、質問を提出した事業者名や、事業者の特殊な技術、事業ノウハウ等に関する事項は公表しない。

(3) 参加意向申出、資格審査書類の受付、資格審査結果の通知

応募者に参加意向申出書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、すべての応募者にそれぞれ通知する。参加意向申出書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細については、実施要領等に示す。

(4) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、実施要領等に基づき本業務に関する提案書の提出を求める。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、実施要領等により提示する。

第4章 優先交渉権者の選定方法等

1 選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。提案の審査方法の詳細については、実施要領等公表時に示す。

2 選定に関する基本的な考え方

- (1) 提案の審査は、選定委員会を設置し行う。評価項目及び審査基準は実施要領等と併せて公表する。
- (2) 選定委員会においては、業務範囲に係る提案、市内事業者との協働・連携、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行う。
- (3) 選定委員会が事業者を選定するまでの間において、応募者のうち代表事業者及び構成事業者が参加資格要件を欠くような事態が生じた者については、選定しない。

3 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

(1) 資格審査

資格審査に必要な書類に基づき、応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

(2) 提案審査

実施要領等と併せて公表する評価項目及び審査基準に基づき、選定委員会において総合的に審査する。

(3) 優先交渉権者の選定

最優秀提案を行った応募者を優先交渉権者として選定するとともに、このことを速やかに提案審査書類提出者に通知し、公表する。

ただし、優先交渉権者の代表事業者及び構成事業者が本契約締結前に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、その契約候補者を失格とする。

第5章 責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本業務における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担し、より低廉で質の高いサービス提供を目指すものであり、受注事業者が担当する業務については、受注事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として受注事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本業務で想定される本市と受注事業者のリスクの分担については、現時点では「添付資料 リスク分担表（案）」を原則とすることを考えているが、今後検討を進め、実施要領等の公表までに決定する。

2 受注事業者の責任の履行に関する事項

受注事業者は、実施要領等と併せて公表する契約書（案）に基づき作成された契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

3 モニタリングの実施

受注事業者が実施する業務に対し、本市が保有する学校施設に係る維持管理の質の向上、業務の効率化等のため、モニタリングを実施する。

(1) モニタリングの方法

受注事業者が作成する業務実施計画書、報告書、維持管理マニュアル等や本市と受注事業者で構成する定例会議の開催等により、モニタリングを実施する。

(2) モニタリングの費用の負担

本市が実施するモニタリングにかかる費用は本市が負担する。受注事業者自らが実施するセルフモニタリングにかかる費用は、受注事業者の負担とする。

(3) モニタリングの結果等

モニタリングの結果、本業務の不履行及び要求水準の達成が不十分であると判断した場合には、改善要求、委託料の減額、契約解除等の処置の対象となる。

第 6 章 その他事業の実施に関する事項

1 本事業に関する問合せ先

川崎市教育委員会事務局教育環境整備推進室

住 所：〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（川崎市役所南庁舎 4 階）

電 話：044－200－0753（直通）

メール：88seibi@city.kawasaki.jp

添付資料 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものである。

負担者：○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担	
				市	事業者
開始段階	1 公募リスク	(1)	実施要領等の内容の誤りや変更等に関するもの	○	
		(2)	応募に伴う費用に関するもの		○
	2 契約締結リスク	(1)	事業者の責に帰すべき事由による契約締結の遅延又は締結不能		○
		(2)	本市の責に帰すべき事由による契約締結の遅延又は締結不能	○	
運用段階ほか全段階共通	3 法制度リスク（税制度以外）	(1)	本業務に直接関係する法制度の新設・変更に関するもの	○	
		(2)	上記以外のもの		○
	4 税制度リスク	(1)	事業者の利益に課される税制の変更や新たな税の導入に関するもの		○
		(2)	消費税ほか上記以外の税制の変更や新たな税の導入に関するもの	○	
	5 物価変動リスク	(1)	賃金水準又は物価水準の変動に伴う委託料の増減に関するもの	○※1	○※1
	6 事業の中断・中止・遅延リスク	(1)	事業者の破綻等事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
		(2)	市の債務不履行等市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	7 事故発生リスク（情報漏えい等を含む。）	(1)	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		(2)	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		(3)	上記以外の理由によるもの	○※1	○※1
	8 施設・備品・什器損傷リスク	(1)	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
		(2)	市の責めに帰すべき事由によるもの	○	
		(3)	上記以外のもの（本市所有のものに限る。）	○	
	9 クレーム・第三者損害リスク	(1)	事業者の業務に起因する事由によるもの		○
		(2)	上記以外のもの	○	
	10 上記以外の不可抗力によるリスク	(1)	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△※2
終了段階	11 業務の引継ぎ	(1)	市及び次期事業者への業務及び管理データの引継ぎ		○

※1 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。

※2 一定の範囲内は事業者が負担する。

【資料1】川崎市立学校施設一覧

※延べ床面積は、主に校舎及び体育館で算出（令和7年7月時点）

※児童生徒数（令和7年5月時点）

NO	学校種	校名	住所（区）	住所（町他）	延床面積 （㎡）	児童生徒数 （人）	維持 管理	修繕	備考
1	小学校	殿町	川崎区	殿町1-17-19	6,226	295	○	○	
2	小学校	四谷	川崎区	四谷下町4-1	5,155	352	○	○	
3	小学校	東門前	川崎区	東門前3-4-6	9,206	697	○	○	
4	小学校	大師	川崎区	東門前2-6-1	6,008	545	○	○	
5	小学校	川中島	川崎区	川中島2-4-19	6,230	779	▲	○	
6	小学校	藤崎	川崎区	藤崎3-2-1	7,377	631	▲	○	
7	小学校	さくら	川崎区	桜本1-9-15	6,684	346	○	○	
8	小学校	大島	川崎区	浜町1-5-1	5,770	304	○	○	
9	小学校	渡田	川崎区	田島町14-1	7,774	690	○	○	
10	小学校	東小田	川崎区	小田5-11-20	5,149	293	○	○	
11	小学校	小田	川崎区	小田4-12-24	6,546	546	○	○	
12	小学校	浅田	川崎区	浅田2-11-21	4,820	316	○	○	
13	小学校	東大島	川崎区	大島5-25-1	5,224	234	○	○	
14	小学校	向	川崎区	大島4-17-1	4,822	332	○	○	
15	小学校	田島	川崎区	渡田1-20-1	5,776	454	○	○	
16	小学校	新町	川崎区	渡田新町3-15-1	5,712	321	○	○	
17	小学校	旭町	川崎区	旭町2-2-1	6,798	642	○	○	
18	小学校	宮前	川崎区	宮前町8-13	7,844	705	○	○	
19	小学校	川崎	川崎区	日進町20-1	6,280	488	○	○	
20	小学校	京町	川崎区	京町1-1-4	6,772	342	○	○	
21	小学校	幸町	幸区	中幸町2-17	7,229	608	○	○	
22	小学校	南河原	幸区	都町18	5,805	483	○	○	
23	小学校	御幸	幸区	遠藤町1	10,322	830	○	○	
24	小学校	西御幸	幸区	小向西町4-30	5,156	316	○	○	
25	小学校	戸手	幸区	戸手本町1-165	6,437	463	○	○	
26	小学校	古川	幸区	古川町70	8,603	1,013	○	○	
27	小学校	東小倉	幸区	東小倉1-1	6,172	689	○	○	
28	小学校	下平間	幸区	下平間175	5,276	518	○	○	
29	小学校	古市場	幸区	古市場1-1	6,421	416	○	○	
30	小学校	日吉	幸区	北加瀬1-37-1	9,688	1,066	○	○	
31	小学校	小倉	幸区	小倉2-20-1	6,050	772	○	○	
32	小学校	南加瀬	幸区	南加瀬4-24-1	6,688	480	○	○	
33	小学校	夢見ヶ崎	幸区	南加瀬2-13-1	5,130	418	○	○	
34	小学校	新小倉	幸区	新小倉2-15	15,501	550	○	○	
35	小学校	下河原	中原区	上平間585	4,796	223	○	○	
36	小学校	平間	中原区	上平間1480	6,200	521	○	○	
37	小学校	玉川	中原区	北谷町32	6,734	576	○	○	
38	小学校	下沼部	中原区	下沼部1955	8,053	763	○	○	
39	小学校	苅宿	中原区	苅宿25-1	6,002	638	○	○	
40	小学校	木月	中原区	木月4-53-1	4,195	413	○	○	
41	小学校	東住吉	中原区	木月住吉町1-11	7,679	651	○	○	
42	小学校	住吉	中原区	木月祇園町17-1	6,478	488	○	○	
43	小学校	井田	中原区	井田中ノ町29-1	9,041	1,017	○	○	
44	小学校	今井	中原区	今井西町3-18	8,100	598	○	○	
45	小学校	上丸子	中原区	上丸子八幡町815	9,387	794	○	○	
46	小学校	西丸子	中原区	小杉陣屋町2-19-1	7,621	489	○	○	

○：包括管理へ ▲：地域管理部分（トイレ清掃）を除き包括管理へ △：一部対象外（直営で建物総合管理継続）

NO	学校種	校名	住所（区）	住所（町他）	延床面積 (㎡)	児童生徒数 (人)	維持 管理	修繕	備考
47	小学校	中原	中原区	小杉御殿町1-950	6,412	805	▲	○	
48	小学校	宮内	中原区	宮内2-4-1	8,558	870	▲	○	
49	小学校	大戸	中原区	下小田中1-4-1	9,392	714	○	○	
50	小学校	下小田中	中原区	下小田中3-35-1	9,584	1,045	○	○	
51	小学校	新城	中原区	新城1-15-1	6,808	706	○	○	
52	小学校	大谷戸	中原区	上小田中1-27-1	9,766	918	○	○	
53	小学校	小杉	中原区	小杉町2-295-1	10,468	917	○	○	
54	小学校	子母口	高津区	子母口730	11,410	1,116	△	○	140と合築
55	小学校	橘	高津区	千年1024	9,814	884	○	○	
56	小学校	末長	高津区	末長3-8-1	10,193	1,065	○	○	
57	小学校	新作	高津区	新作1-9-1	6,093	628	○	○	
58	小学校	東高津	高津区	北見方2-5-1	10,417	985	○	○	
59	小学校	坂戸	高津区	坂戸1-18-1	11,967	716	▲	○	
60	小学校	久本	高津区	久本3-11-3	7,537	806	▲	○	
61	小学校	下作延	高津区	下作延5-19-1	5,400	530	○	○	
62	小学校	高津	高津区	溝口4-19-1	10,012	1,224	○	○	
63	小学校	梶ヶ谷	高津区	梶ヶ谷4-12	6,003	754	○	○	
64	小学校	西梶ヶ谷	高津区	梶ヶ谷2-14-1	6,057	579	○	○	
65	小学校	久末	高津区	久末647	8,726	602	○	○	
66	小学校	上作延	高津区	上作延5-8-1	7,234	606	○	○	
67	小学校	南原	高津区	上作延3-9-1	5,023	226	○	○	
68	小学校	久地	高津区	久地4-2-1	8,068	725	○	○	
69	小学校	野川	宮前区	西野川2-19-1	6,753	845	○	○	
70	小学校	西野川	宮前区	野川台3-10-1	5,356	360	○	○	
71	小学校	南野川	宮前区	南野川2-12-1	6,142	385	○	○	
72	小学校	宮崎	宮前区	馬絹1-30-9	8,567	1,228	○	○	
73	小学校	鷺沼	宮前区	鷺沼2-1	6,867	1,075	○	○	
74	小学校	土橋	宮前区	土橋3-1-11	8,973	1,013	△	○	
75	小学校	有馬	宮前区	東有馬5-12-1	6,073	349	○	○	
76	小学校	西有馬	宮前区	有馬7-6-1	6,981	817	○	○	
77	小学校	富士見台	宮前区	宮前平2-18-3	8,474	1,087	○	○	
78	小学校	宮前平	宮前区	宮前平3-14-1	6,525	729	○	○	
79	小学校	宮崎台	宮前区	宮崎3-18	6,341	845	○	○	
80	小学校	向丘	宮前区	平1-6-1	8,006	603	○	○	
81	小学校	平	宮前区	平6-5-1	6,586	483	○	○	
82	小学校	白幡台	宮前区	南平台13-1	5,503	196	○	○	
83	小学校	菅生	宮前区	菅生1-5-1	6,948	722	○	○	
84	小学校	稗原	宮前区	水沢3-7-1	5,341	530	○	○	
85	小学校	犬蔵	宮前区	犬蔵1-3-1	8,324	889	▲	○	
86	小学校	稲田	多摩区	宿河原3-18-1	7,383	828	○	○	
87	小学校	長尾	多摩区	長尾7-28-1	5,388	282	○	○	
88	小学校	宿河原	多摩区	宿河原2-1-1	5,282	770	○	○	
89	小学校	登戸	多摩区	登戸1329	7,263	799	○	○	
90	小学校	中野島	多摩区	中野島3-12-1	9,209	841	○	○	
91	小学校	下布田	多摩区	布田23-1	5,074	364	○	○	
92	小学校	東菅	多摩区	菅馬場2-19-1	8,004	610	○	○	
93	小学校	南菅	多摩区	菅馬場3-25-1	5,057	255	○	○	
94	小学校	西菅	多摩区	菅北浦4-2-1	4,676	231	○	○	
95	小学校	菅	多摩区	菅2-6-1	7,694	825	○	○	

○：包括管理へ ▲：地域管理部分(トイレ清掃)を除き包括管理へ △：一部対象外（直営で建物総合管理継続）

NO	学校種	校名	住所（区）	住所（町他）	延床面積 (㎡)	児童生徒数 (人)	維持 管理	修繕	備考
96	小学校	東生田	多摩区	枳形4-9-1	8,113	689	○	○	
97	小学校	三田	多摩区	三田3-6-4	5,270	441	▲	○	
98	小学校	生田	多摩区	生田7-22-1	6,623	468	▲	○	
99	小学校	南生田	多摩区	南生田3-1-1	6,771	923	○	○	
100	小学校	長沢	麻生区	東百合丘2-24-7	5,397	572	○	○	
101	小学校	西生田	麻生区	細山2-2-1	7,981	830	○	○	
102	小学校	千代ヶ丘	麻生区	千代ヶ丘8-9-1	6,055	513	○	○	
103	小学校	金程	麻生区	金程2-10-1	5,146	381	○	○	
104	小学校	百合丘	麻生区	百合丘2-1-2	9,428	757	○	○	
105	小学校	南百合丘	麻生区	王禅寺西1-26-1	6,830	830	○	○	
106	小学校	麻生	麻生区	上麻生3-24-1	7,586	682	○	○	
107	小学校	東柿生	麻生区	王禅寺東6-3-1	6,491	382	○	○	
108	小学校	王禅寺中央	麻生区	王禅寺東4-14-1	7,769	493	○	○	
109	小学校	真福寺	麻生区	白山5-3-1	5,091	213	○	○	
110	小学校	虹ヶ丘	麻生区	虹ヶ丘1-21-2	6,510	125	○	○	
111	小学校	柿生	麻生区	片平3-3-1	10,563	853	○	○	
112	小学校	岡上	麻生区	岡上675-1	4,036	234	○	○	
113	小学校	片平	麻生区	片平5-28-1	7,089	601	○	○	
114	小学校	栗木台	麻生区	栗木台5-15-1	6,853	608	○	○	
115	小学校	はるひ野	麻生区	はるひ野4-8-1	11,771	678	○	○	167と合築
116	中学校	大師	川崎区	大師河原2-1-1	9,702	671	○	○	
117	中学校	南大師	川崎区	四谷上町24-1	5,681	355	○	○	
118	中学校	川中島	川崎区	藤崎2-19-1	7,716	703	▲	○	
119	中学校	桜本	川崎区	池上新町1-2-4	5,558	174	○	○	
120	中学校	臨港	川崎区	浜町2-11-22	6,731	535	○	○	
121	中学校	田島	川崎区	小田2-21-7	7,170	322	○	○	
122	中学校	京町	川崎区	京町3-19-11	6,214	276	○	○	
123	中学校	渡田	川崎区	渡田向町11-1	6,779	350	○	○	
124	中学校	富士見	川崎区	富士見2-1-2	9,522	679	○	○	
125	中学校	川崎	川崎区	下並木50	6,446	399	○	○	
126	中学校	川崎高等学校附属	川崎区	中島3-3-1	7,198	365	△	○	168と合築
127	中学校	南河原	幸区	中幸町4-31	7,230	350	○	○	
128	中学校	御幸	幸区	戸手4-2-1	9,825	835	○	○	
129	中学校	塚越	幸区	新塚越1-60	10,129	862	○	○	
130	中学校	日吉	幸区	北加瀬2-3-1	6,873	400	○	○	
131	中学校	南加瀬	幸区	南加瀬3-10-1	9,594	755	○	○	
132	中学校	平間	中原区	上平間1368	8,272	546	○	○	
133	中学校	玉川	中原区	中丸子562	5,768	460	○	○	
134	中学校	住吉	中原区	木月住吉27-1	6,017	410	○	○	
135	中学校	井田	中原区	井田杉山町11-1	6,740	656	○	○	
136	中学校	今井	中原区	今井仲町7-1	6,960	357	○	○	
137	中学校	中原	中原区	小杉陣屋町1-24-1	7,288	449	○	○	
138	中学校	宮内	中原区	宮内4-13-1	6,981	693	○	○	
139	中学校	西中原	中原区	下小田中2-17-1	12,291	1,350	○	○	
140	中学校	東橘	高津区	子母口730	11,489	935	△	○	54と合築
141	中学校	橘	高津区	千年1300	10,305	937	○	○	
142	中学校	高津	高津区	久本3-11-2	7,346	512	▲	○	
143	中学校	東高津	高津区	末長4-1-1	6,092	581	○	○	
144	中学校	西高津	高津区	久地1-10-1	9,001	950	○	○	

○：包括管理へ ▲：地域管理部分(トイレ清掃)を除き包括管理へ △：一部対象外（直営で建物総合管理継続）

NO	学校種	校名	住所（区）	住所（町他）	延床面積 （㎡）	児童生徒数 （人）	維持 管理	修繕	備考
145	中学校	宮崎	宮前区	宮崎107	9,254	1,194	○	○	
146	中学校	野川	宮前区	西野川2-2-1	7,762	753	○	○	
147	中学校	有馬	宮前区	有馬7-7-1	8,468	892	○	○	
148	中学校	宮前平	宮前区	宮前平2-7	9,483	1,271	○	○	
149	中学校	向丘	宮前区	神木本町5-11-1	8,170	687	○	○	
150	中学校	平	宮前区	平3-15-1	6,454	288	○	○	
151	中学校	菅生	宮前区	菅生2-10-1	6,391	626	○	○	
152	中学校	犬蔵	宮前区	犬蔵1-10-1	8,060	594	▲	○	
153	中学校	稲田	多摩区	宿河原4-1-1	8,704	947	○	○	
154	中学校	枅形	多摩区	枅形1-22-1	6,531	381	○	○	
155	中学校	中野島	多摩区	中野島1-16-1	9,340	760	○	○	
156	中学校	南菅	多摩区	菅馬場4-1-1	6,410	306	○	○	
157	中学校	菅	多摩区	菅城下28-1	5,588	376	○	○	
158	中学校	生田	多摩区	三田2-5420-2	10,829	690	▲	○	
159	中学校	南生田	多摩区	南生田3-4-1	6,874	461	○	○	
160	中学校	西生田	麻生区	高石3-25-1	6,626	572	○	○	
161	中学校	金程	麻生区	金程3-16-1	6,059	403	○	○	
162	中学校	長沢	麻生区	東百合丘4-12-1	7,486	575	○	○	
163	中学校	麻生	麻生区	上麻生4-39-1	6,219	466	○	○	
164	中学校	柿生	麻生区	上麻生6-40-1	8,235	476	○	○	
165	中学校	王禅寺中央	麻生区	王禅寺東4-14-2	7,651	370	○	○	
166	中学校	白鳥	麻生区	白鳥1-5-1	7,855	686	○	○	
167	中学校	はるひ野	麻生区	はるひ野4-8-1	8,598	399	○	○	115と合築
168	高等学校	川崎	川崎区	中島3-3-1	19,224	847	△	○	126と合築
169	高等学校	幸	幸区	戸手本町1-150	17,882	719	△	○	
170	高等学校	川崎総合科学	幸区	小向仲野町5-1	29,841	770	△	○	
171	高等学校	橘	中原区	中丸子562	20,998	927	△	○	
172	高等学校	高津	高津区	久本3-11-1	15,361	943	△	○	
173	特別支援学校	田島支援学校	川崎区	田島町20-5	7,798	330	○	○	
174	特別支援学校	田島支援桜校	川崎区	池上新町1-1-3	7,774	178	○	○	
—	特別支援学校	さくら分教室	川崎区	桜本1-9-15	230	—	○	○	7に併設
175	特別支援学校	聾学校	中原区	上小田中3-10-5	5,203	73	○	○	
176	特別支援学校	中央支援学校	高津区	久本3-7-1	8,230	582	△	○	
—	特別支援学校	高等部分教室	中原区	中丸子562	1,016	—	○	○	175に併設
—	特別支援学校	大戸分教室	中原区	下小田中1-4-1	1,294	—	○	○	49に併設
—	特別支援学校	稲田分教室	多摩区	宿河原3-18-1	1,013	—	○	○	86に併設

○：包括管理へ ▲：地域管理部分（トイレ清掃）を除き包括管理へ △：一部対象外（直営で建物総合管理継続）